

6

届出が必要な行為とは

地区整備計画が定められている区域内では、次の事項に該当する行為は、工事に着工される30日前までに届出が必要です。届出をしなかったり、虚偽の届出をしたりすると法律により罰せられます。

なお、詳細については、都市計画課計画係までご相談下さい。

届出が必要な行為	内 容
土地の区画形質の変更 (開発行為)	切土・盛土等、道路・宅地の造成、駐車場やコートの整備などをされる場合は、面積に関係なく届出が必要です。 ただし、3,000㎡以上で開発許可が必要な場合は届出は入りません。そのかわり開発許可申請が必要となります。
建築物の建築 又は 工作物の建設	建築確認申請のいない建築行為や工作物の建設も届出が必要です。
建築物等の用途の変更	用途の制限が定められている区域内で、建築物等の用途の変更をされる場合、届出が必要です。
建築物等の形態又は意匠の変更	建築物等の屋根・外壁等で、外から見える部分の形や、材料や色などについての制限が定められている区域内で、これらの変更をされる場合、届出が必要です。

7

届出書の書類

届出書の様式は都市計画課に用意してありますので、その様式を使用して提出してください。

(1) 添付書類

1) 土地区画形質の変更

- ア. 位置図・・・行為の場所を表示する図面 (1/1,500住宅地図)
- イ. 配置図・・・当該行為を行なう土地の区域並びに当該区域内及び当該区域周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺1/1,000以上)
- ウ. 設計図・・・構造図及び断面図 (縮尺1/100以上)

2) 建築物の構築又は工作物の建設

- ア. 位置図・・・行為の場所を表示する図面 (1/1,500住宅地図)
- イ. 配置図・・・敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
- ウ. 立面図・・・二面以上の建築物又は工作物の立面図で、外壁の色彩を表示したもの。(縮尺1/50以上)
- エ. 平面図・・・建築物にあつては各階平面図 (縮尺1/50以上)
- オ. 断面図・・・二面以上の断面図 (縮尺1/50以上)

3) 建築物等の用途の変更

- ア. 位置図・・・行為の場所を表示する図面 (1/1,500住宅地図)
- イ. 配置図・・・敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
- ウ. 立面図・・・二面以上の立面図 (縮尺1/50以上)
- エ. 平面図・・・建築物にあつては各階平面図 (縮尺1/50以上)

4) 建築物等の形態又は意匠の変更

- ア. 位置図・・・行為の場所を表示する図面 (1/1,500住宅地図)
- イ. 配置図・・・敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
- ウ. 立面図・・・二面以上の建築物又は工作物の立面図で、外壁の色彩を表示したもの。(縮尺1/50以上)

(2) 参考図書

(公図、求積図、登記簿謄本及び商店街振興組合等との協議書等)

(3) 書類の提出部数

届出書及び添付図面・・・3部

(4) 変更届出

届出に係る事項を変更する場合は、変更届出を提出してください。なお提出書類、提出部数については上記と同じです。